

財形年金預金規定

1. (預入れ方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成年金預金ご契約の証（以下「ご契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前1による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本（3）により継続した期日指定定期預金を含む。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この解合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元金と自由金利型定期預金（M型）の元金との合計額を、「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし、100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下これらを「定期預金（満期支払日）」という。）を作成します。ただし、自由金利型定期預金（M型）の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前（1）により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として1口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」という。）を作成します。
 - ③ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金（継続口）は、満期日に前（1）に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前（1）に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。
 - A. 1年以上2年未満……当組合所定の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上……当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合
預入金額ごとのその約定日数について、預入日における当組合所定の利率によって計算します。
 - ③ 前①、②の利率は、当組合所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%
 - F. 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合
預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てま

す。)によって計算します。

A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……前記(1)②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は、1円とします。

(5) この預金の利息計算方法は、次のとおりとする。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

……年率計算とし、1年、2年超の日数分を日割で計算します。

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

……1年を365日として日割計算します。

5. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限等)

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

7. (預金の解約)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を前記3による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金ご契約の証(以下「ご契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

8. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、前記2および前記3にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記5と同様の手続をとってください。

① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

9. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

10. (最長預入日等の変更)

最長預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当組合所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払回数を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

11. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4の3の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当組合所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払

回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

12. (届出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) このご契約の証や印章を失ったとき、または印章・名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) このご契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当組合所定の書式により行います。

15. (ご契約の証の有効期限)

この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、ご契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金（期日指定定期預金については同規定第11条第1項および第2項にかかわらず、自動継続期日指定定期預金については同規定第12条第1項にかかわらず）は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく意義を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上（令和2年1月現在）